

第36回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月29日(木)午後2時30分から午後3時10分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員 15番 齊藤 正孝

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 北海道農業会議第89回総会について
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について
第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
第3号 農地振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について

- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について
- 第8号 幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 第9号 幕別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

- 5 事務局長 川瀬 康彦
- 農地振興係長 岩岡 夢貴
- 農地振興係主査 菅原美栄子
- 農地振興係主事 石塚 瑤人

6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第36回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に2番 菅野委員、3番 高野委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、15番 齊藤正孝委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「北海道農業会議第89回総会について」を議題といたします。</p>
会長	<p>私から報告いたします。</p> <p>北海道農業会議 第89回総会は、6月18日に札幌市で開催されたところですが、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染拡大の影響により、北海道が6月1日から18日までの間、札幌市と道内他地域との往来について慎重な対応を求めておりましたことに鑑みまして、私は総会を欠席するとともに、書面議決権行使で対応したところであります。</p> <p>この件についての資料はありませんので、口頭によりご報告いたします。</p> <p>総会の議案は、「役員を選任について」及び「令和元年度事業報告並びに収支決算の承認について」の2件でありました。</p> <p>役員を選任については、帯広市農業委員会の中谷会長を含む25人の理事、監事が決定され、また、事業報告では「農業委員会業務相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務」、「農地に関する情報の収集、整理及び提供業務」など9項目について、さらに収支決算の内容について報告され、原案のとおり承認されたところであります。</p> <p>また、総会では、このほかに「申し合わせ事項」といたしまして、別添にあります報告第1号資料の「推進方針(案)」について、原案どおり決定されました。</p> <p>内容につきましては、北海道では平成30年度から2年間、「170農業委員会活</p>

動強化促進運動」を展開してきたものでありますが、次の取組みとして、令和2年6月から令和5年5月までの3年間、農地利用の最適化に向けた農地制度の適正かつ円滑な執行、及び優良農地の確保、有効利用と遊休農地の解消、発生防止活動による農地利用の最適化の推進などを目標とした、「農地利用の最適化に向けた農業委員会活動促進運動」を展開しようというものであります。

なお、後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

議長

報告第1号について、何かご質問等ありませんか。

(発言なし)

議長

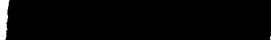
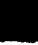
発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、
ほか計5法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。

質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番、2番の説明をいたします。

事務局

報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書1ページの、今月15日と18日に町公社が利用調整を行った2件であります。

内容につきましては記載のとおりです。

以上で報告を終わります

議長

報告第3号1番、2番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。

議長	<p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は議案書2ページの2件でございます。</p> <p>今月22日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります</p>
議長	<p>報告第4号1番、2番について、説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。</p> <p>【議案第1号1番、2番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p>

議長 議案第1号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議長 議案第2号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から4番について議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は、利用調整のために解約を行うものです。以上4件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

事務局 以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議長 議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議長 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

以上の案件につきましては、農家住宅等建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は異議がない旨、幕別町へ回答いたします。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番、4番について議案書をもとに説明】

これらの案件は別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は、今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号5番、6番について議案書をもとに説明】

これらの案件は別添調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。これらの案件は、今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地法第4条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取し、たく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第5号1番について議案書をもとに説明】

この案件は、牛舎等建設を目的とする転用であります。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されている通りでございます。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について議案書をもとに説明】

この案件は、倉庫等建設を目的とする転用であります。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されている通りでございます。よろしく願いいたします。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。
議長	それでは、議案第6号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第6号1番について議案書をもとに説明】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号2番について議案書をもとに説明】

この案件は、格納庫等建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いたします。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第6号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。
議案第7号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第7号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第7号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第7号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号5番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。以上で説明をおわります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第8号「幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

議案第8号について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第8号「幕別町農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を説明いたします。

議案書20ページ、議案第8号の下段、隅付き括弧の参考をご覧ください。

農業委員会等に関する法律に伴う当該議案に関する条文を抜粋し、お示ししております。

第6条についてであります。農業委員会の所掌事務について規定しており、同条第2項の規定では、「その区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行う」ものとし、必須事務に位置づけられているところであります。

さらに、第7条第1項の規定では、「農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について、指針を定めるように努めなければならない。」とされているものであります。

なお、指針の作成につきましては、農業委員会の努力義務ではありますが、

本町におきましては、平成29年12月26日に開催されました第6回総会におきまして、農業委員皆様のご審議を経て、現在の指針を作成いたしました。

また、このことを踏まえまして、当該指針の作成が事業実施の要件となっている農地利用最適化交付金につきましては、平成29年度から対象となっているところであります。

本日お示しいたしました指針案は、農業委員の改選期に伴いますこと、かつ、策定時から3年が経過いたしましたことから、現行指針を基に所要の見直しを行うものであります。

なお、当該指針案につきましては、今日19日に開催されました三役会議での協議を経て、本日、お示したものであります。

また、本総会でのご審議を踏まえまして、本日の決定とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

皆様にお配りいたしました、A4サイズ横長の議案第8号別紙、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

左は現行指針、右は改正指針案であり、下線の入っている部分を所要の修正として、今回改めようとするものであります。

対照表1ページ、中段をご覧ください。

第1章の基本的な考え方であり、条文中の元号を改めるものであります。

同じく対照表の下段をご覧ください。第2章の具体的な目標と推進方法であります。

1項の遊休農地の発生防止・解消についてであります。遊休農地の解消目標は、昨年の農地パトロールにより、遊休農地がないという結果を踏まえまして、現状及び目標は現行同様にゼロ目標とします。

つきましては、条文中の元号を改めるとともに、現状を平成29年4月から令和2年6月に改め、3年後の目標を削除するとともに、目標を令和5年6月に改めるものであります。

また、(2)遊休農地の発生防止、解消の具体的な推進方法であります。令和元年7月30日に開催されました第25回総会において、幕別町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正が議決され、実施時期は「毎年9月」から「毎年8月」に変更しております。

これに伴い、条文中「9月」を「8月」に改めるものであります。

対照表2ページ、上段をご覧ください。2項の担い手への農地利用の集積、集約化についてであります。

(1)担い手への農地利用集積目標についてであります。集積面積の現状について、実績数値に修正するとともに、より明確に分かりやすいように小数点第1位までを記載しております。

また、条文中の元号を改めるとともに、現状を平成29年4月から令和2年6月に改め、3年後の目標を削除するとともに、目標を令和5年6月の内容に改めるものであります。

対照表の中段であります。

(2)担い手への農地利用の集積、集約化に向けた具体的な推進方法ですが、集積率は実績に基づき先ほどの(1)同様の修正を、また、北海道通知等に基づき事業名の修正等の文言整理を、さらに広報紙等による制度の周知項目を新たに盛り込むものであります。

つきましては、これらに伴い条文中、①から③の下線箇所について改め、④を追加するものであります。

対照表の下段であります。3項新規参入の促進についてであります。

現時点におきましては、新規参入の個人及び法人はありませんが、3年後の目標については、現行指針と同様に見込むものであります。

つきましては、表中、現状を平成29年4月から令和2年6月の内容に改め、3年後の目標（平成32年6月）を削除するとともに、目標を令和5年6月に改めるものであります。

以上を踏まえまして、現行指針を踏襲し所要の修正等をいたしました、A4サイズ縦長の議案第8号別紙「幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」をお示ししておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、当該指針案につきましては、本日の総会でご決定いただきますと、北海道に対して提出するとともに、町のホームページで公表する運びとなっておりますので、お含みおきいただきたいと思います。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議長

提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第9号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。

議案第9号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案書21ページをご覧ください。

議案第9号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」をご説明いたします。

本基準につきましては、5月19日付けで北海道農政部長より、農地移動適正化あっせん事業実施要領等及び北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領等が一部改正されたことに伴いまして所要の改正をした旨の通知を受理しましたことから、本町におきましても、この通知に準じまして一部を改めるものであります。

なお、当該改正案につきましては、今月19日に開催されました三役会議での協議を経て、本日、お示ししたものであります。

皆様にお配りいたしました、議案第9号別紙、横長の新旧対照表をご覧ください。

関係法令等の改正により、「経営体育成支援事業」の「強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金」への統合に伴います、北海道からの通知に基づき改正するものであります。

よって、改正する箇所は、第6条第1項第2号の下線部分、「経営体育成支援計画」を削除するものであります。

また、改正後のあっせん基準につきましては、案が抜けており大変申し訳ありませんが、皆様にお配りいたしました、議案第9号別紙、縦長のものとなりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

なお、総会でご決定をいただきましたら、北海道に対して認定申請を行い、認定後に改正後の基準を施行するという流れになりますので、お含みおきいただきますようお願いいたします。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長

提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第9号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は、以上であります。
これをもちまして、第36回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦労様でした。